

酒類販売事業者等緊急支援事業 [156百万円]

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に、売上の減少割合に応じ、支援金を支給

- 対象者
県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等
酒類小売事業者、酒類卸売事業者、酒類製造事業者
- 主な支給要件
酒類の提供を停止している飲食店等と酒類の取引があること
該当月の売上が平成31年から令和3年までのいずれかの同月と比較して30%以上減少
- 支給額
売上減少額－事業復活支援金（国）の1/5の額
法人上限：10万円～60万円/月 個人上限：5万円～30万円/月
※ 減収割合によって変動
※ 年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

支援金のイメージ（年間売上高1億円以下の事業者）

売上90%以上減少 売上70～90%減少 売上50～70%減少 売上30～50%減少

